

大学教育質保証・評価センター
2026年度 大学機関別認証評価申請要項

本要項は、大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」とする。）が2026年度に実施する大学機関別認証評価受審のための申請手続等に関する事項を示すものです。

1. 申請の資格

2026年3月31日時点において、当該大学としての学年進行を終了している大学とします。

2. 申請手続等

- (1) 評価の受審を希望する大学（以下「受審大学」とする。）は、「2026年度大学機関別認証評価申請書」（様式1）、「大学基礎情報票（申請用）」（様式2）を作成し、大学の概要が分かる資料（大学概要・大学案内等）1部と併せて本センターへ郵送により提出します。「大学基礎情報票（申請用）」については、併せてメールでの提出を行います。
- (2) 申請は、2025年11月28日（金）必着とします（※）。なお、2026年度に会員としての評価受審を希望する場合は、受審の申請時に会員に入会している必要があります。会員への入会方法については本センターHPをご確認ください。
※会員大学が受審する場合です。非会員大学の受審については別途事務局までお問い合わせください。
- (3) 本センターは、提出された申請書等の内容を確認した後、受審大学に対し大学機関別認証評価申請受理通知書を送付します。

3. 評価手数料

- (1) 大学機関別認証評価に係る評価手数料は以下のとおりです。

種別	金額
大学教育質保証・評価センター 会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 160 万円 二 1 学部あたり 35 万円 三 1 研究科あたり 20 万円
大学教育質保証・評価センター 非会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 350 万円 二 1 学部あたり 60 万円 三 1 研究科あたり 40 万円

- (2) 夜間学部（研究科）について、同じ種類の昼間学部（研究科）を開設し、同一の施設等を使用している場合は、それらをあわせて1学部（研究科）として評価手数料を計算します。
- (3) 通信教育を行う学部（研究科）について、昼間又は夜間において授業を行う学部（研究科）が通信教育を併せ行う場合は、それらを1学部（研究科）として評価手数料を徴収します。

- (4) 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第43条、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第31条等の規定による教育課程の共同実施制度に基づき学部（研究科）等が設置されている場合には、設置するそれぞれの大学から1学部（研究科）の評価手数料を徴収します。なお、大学院設置基準第7条の2の規定による連合大学院制度に基づき協力して教育研究を実施する場合においては、基幹となる大学院を設置する大学から1研究科の評価手数料を徴収します。
- (5) 学部には学校教育法第85条に定める学部以外の教育研究上の基本となる組織を、研究科には同法第100条に定める研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含みます。
- (6) 学年進行中の学部（研究科）（2026年4月開設を含む。）については、それぞれ1学部（研究科）として評価手数料を徴収します。
- (7) 大学評価実施年度に、改組・転換等による新たな学部（研究科）の設置に伴い学生募集を停止した学部（研究科）については、新たな学部（研究科）と重ねて評価手数料を徴収しません。

4. 評価手数料の払込

- (1) 本センターは、受審大学に対し、評価手数料に係る請求書を2026年4月末日までに送付します。
- (2) 受審大学は、2026年5月29日（金）までに本センターの指定する銀行口座に評価手数料を振り込みます。その際の振込手数料は、受審大学の負担とします。
- (3) 本センターは、受審大学からの点検評価ポートフォリオの提出及び評価手数料の払込を確認の後、当該大学の評価を開始します。

5. その他

- (1) やむを得ない事情により申請を取り下げる必要が生じた場合は、受審大学は事前に本センターに協議を申し出ることとします。
- (2) この要項に定めるもののほか、申請に関し必要な事項は、本センターが別に定めます。

6. 書類送付先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門ダイビルイーストB106

一般財団法人大学教育質保証・評価センター事務局 Mail:daihyo@jaque.or.jp

※封筒の表面の左側部に「大学機関別認証評価申請書在中」と朱書きしてください。